

平成 26 年度

F P に関する制度改正資料

金融資産運用設計

不動産運用設計

ライフプランニング・リタイアメントプランニング

リスクと保険

タックスプランニング

相続・事業承継設計

平成 26 年 4 月 1 日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。
F P 試験において押さえておきたい主な内容を掲載していますのでご確認ください。
なお、**該当ページ**には、平成 25 年度版 A F P テキストの該当ページを記載しています。

ー山田コンサルティンググループー
株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ

<金融資産運用設計>

1. N I S Aについて、以下の改正が行われます（平成 27 年 1 月 1 日以後の適用）。

- ・ N I S A口座を廃止しても、翌年以後にN I S A口座を再び開設することが可能
- ・ 1 年単位でN I S A口座を開設する金融機関を変更することが可能

該当ページ P80、タックス P110

<不動産運用設計>

1. 新築住宅に係る固定資産税の減額措置（固定資産税額を 3 年間（中高層耐火建築物は 5 年間） 1 / 2 に減額）の適用期限が 2 年延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 28 年 3 月 31 日まで

該当ページ P107

2. 認定住宅（長期優良住宅）に係る登録免許税・不動産所得税・固定資産税の特例措置の適用期限が 2 年延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 28 年 3 月 31 日まで

該当ページ P109

<ライフプランニング>

1. すまい給付金が支給されます。

平成 26 年 4 月の消費税率の引上げにあわせて住宅ローン控除が拡充されましたが、その恩恵を十分に受けられない収入層の人に対しては、「すまい給付金」が支給されます。すまい給付金の主なポイントは、次のとおりです。

(1) 仕組み

自らが居住する住宅の取得に際し、引上げ後の消費税率が適用される住宅を取得して、持分を保有する人に対して給付金が支給されます。

(2) 給付額

収入（所得）に応じて決まる都道府県民税の所得割額を用いて、まず給付基礎額を決定します。次に、給付基礎額に登記上の持分割合を乗じて給付額を計算します。消費税率 8 % 時の給付額は、最高 30 万円です。

(3) 対象となる住宅

新築住宅・中古住宅別に要件が定められています。また、住宅ローンの利用者に限らず現金取得者も追加要件を満たすことで対象となります。

(4) 申請

申請は給付対象者がそれぞれ行います。

なお、すまい給付金は消費税率の引上げによる一定の収入層以下の負担を軽減する目的で創設された制度であるため、消費税率 5 % が適用される住宅の取得や、そもそも消費税がかからない個人間の売買による住宅の取得では支給されません。

該当ページ P90 参考の次に追加

2. フラット 35（買取型）の融資率上限が引き上げられました。

フラット 35（買取型）の融資率上限が、住宅の建設費または購入価額の同額（100%）まで引き上げられました。

また、今回の制度拡充にあたり、融資率が 90% を超える場合は、適用金利が一定程度高く設定されます。

該当ページ P117

3. 高校授業料の無償化制度に所得制限が導入されました。

平成 22 年度より高校授業料の実質無償化が図られてきましたが、公立と私立で別の制度となっていたため、平成 26 年度からは所得制限を導入したうえで高等学校等就学支援金制度に一本化されました。所得基準を超える世帯については、高等学校等就学支援金が支給されなくなりますが、その一方で、私立高校に通う低所得世帯の生徒に対しては、世帯収入に応じて支給額が加算されます。

なお、高等学校等就学支援金制度は平成 26 年 4 月以降の高校入学者が対象となり、平成 25 年度までに入学した人については従来の制度が適用されます。

該当ページ P138

4. 子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。

平成 26 年 4 月からの消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、消費の下支えを図る観点から「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

支給の対象となるのは、平成 26 年 1 月分の児童手当の受給者であって、平成 25 年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者です。1 回に限り、対象児童 1 人につき 1 万円が給付されます。

ただし、類似の臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の支給対象者および生活保護世帯は対象外です。

該当ページ P138 の最終行に追加

<リタイアメントプランニング>

1. 雇用保険の暫定措置が 3 年間延長されます。

雇用保険の暫定措置が 3 年間延長され、平成 29 年 3 月 31 日までとなります。

(1) 特例理由離職者の暫定措置の 3 年間延長

雇止め等の離職者（特定理由離職者）について、解雇等の者と同じ給付日数で基本手当を支給する暫定措置を 3 年間延長する。

(2) 所定給付日数の個別延長給付の 3 年間延長

解雇、雇止め等による離職者の所定給付日数を 60 日分延長する個別延長給付について、3 年間延長する。

該当ページ P13～15

2. 再就職手当が拡充されました。

平成 26 年 4 月以降、再就職手当（早期再就職した場合に基本手当の支給残日数の 50～60% 相当額を一時金として支給）に加えて、早期再就職した雇用保険受給者が、離職前賃金と比べて再就職後賃金が低下した場合には、6 ヶ月間職場に定着することを条件に、低下した賃金の 6 ヶ月分（基本手当の支給残日数の 40% が上限）が一時金として追加支給されません。

該当ページ P17 参考

3. 教育訓練給付金の拡充および教育訓練支援給付金の創設が行われる予定です。

(1) 教育訓練給付（受講費用の 2 割を支給、給付上限 10 万円）を拡充し、中長期的なキャリア形成を支援するため、専門的・実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する講座を受ける場合に、

- ・ 給付を受講費用の 4 割に引き上げる
 - ・ 資格取得などの上で就職に結びついた場合には、受講費用の 2 割を追加的に給付する
- ※ 1 年間の給付額は 48 万円を上限とする

（給付期間は原則 2 年。資格につながる場合などは最大 3 年）

<対象者> 2 年以上の被保険者期間を有する者

（2 回目以降に受ける場合は 10 年以上の被保険者期間が必要）

(2) 教育訓練支援給付金の創設

45 歳未満の離職者が上記の教育訓練を受講する場合、訓練期間中は離職前の賃金に基づいて算出した額（基本手当の半額）を給付する。

（平成 30 年度までの暫定措置）

(1)、(2) いずれも施行日は平成 26 年 10 月 1 日の予定です。

該当ページ P17

4. 育児休業給付が拡充されます。

育児休業給付（休業開始前賃金の 50%を支給）について、1 歳未満の子を養育するために育児休業する場合、休業開始後 6 ヶ月に限り、休業開始前の賃金に対する給付割合が 67%に引き上げられました。

該当ページ P20

5. 国民健康保険の保険料の上限が引き上げられました。

国民健康保険の保険料の上限が年額 67 万円（基礎分 51 万円、後期高齢者医療支援金分 16 万円）に引き上げられました。また、介護納付金の上限も年額 14 万円に引き上げられ、介護納付金を含む国民健康保険の保険料の上限は年額 81 万円となりました。

該当ページ P30、P44

6. 医療保険制度における70歳以上75歳未満の自己負担割合が原則 2 割に引き上げられました。

医療保険制度における70歳以上75歳未満の自己負担割合は、これまで原則 1 割に据え置かれてきましたが、平成26年度からは原則 2 割となりました。ただし、平成25年度まで現役並み所得者に該当せず、1 割負担していた人は引き続き 1 割となります。

<70歳以上75歳未満の自己負担割合>

H26 年 3 月末までに 70 歳に達していた人 (誕生日が昭和19年 4 月 1 日以前の人)	1 割	現役並み所得者 3 割
H26 年 4 月以後に 70 歳に達する人 (誕生日が昭和19年 4 月 2 日以後の人)	2 割	

該当ページ P31

7. 高額療養費制度の見直しが行われる予定です。

高額療養費制度については、平成 27 年 1 月より見直し（区分および限度額の変更）が行われる予定です。

該当ページ P33～35

8. 高額介護合算療養費制度の見直しが行われる予定です。

高額介護合算療養費制度については、平成 26 年 8 月より見直し（区分および限度額の変更）が行われる予定です。

該当ページ P36

9. 産前産後休業期間についても健康保険料と厚生年金保険料が免除されます。

平成 26 年 4 月 30 日以降に産前産後休業の終了する被保険者が、産前産後休業期間中に申出をすることで、産前産後休業期間中の健康保険料・厚生年金保険料が本人負担分・事業主負担分とも免除されます。

該当ページ P40、P78

10. 後期高齢者医療制度の保険料の上限が引き上げられました。

後期高齢者医療制度の保険料の上限が年額 57 万円に引き上げられました。

該当ページ P48

11. 介護保険の支給限度基準額（利用限度額）が変更されました。

介護報酬の改定により、介護保険の支給限度基準額（利用限度額）が変更されました。

<支給限度基準額>

	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 26 年 4 月 1 日から
要支援 1	4,970 単位	5,003 単位
要支援 2	10,400 単位	10,473 単位
要介護 1	16,580 単位	16,692 単位
要介護 2	19,480 単位	19,616 単位
要介護 3	26,750 単位	26,931 単位
要介護 4	30,600 単位	30,806 単位
要介護 5	35,830 単位	36,065 単位

該当ページ P55

12. 国民年金保険料が改正されました。

平成 26 年度の国民年金保険料は月額 15,250 円です。

該当ページ P75

13. 国民年金保険料の免除等の申請期間が拡大されました。

これまでは、遡って免除等の申請ができる期間は、申請時点の直前の 7 月（学生納付特例の申請は 4 月）まででしたが、平成 26 年 4 月以降は、保険料の納付期限から 2 年を経過していない期間について、遡って免除等を申請できるようになりました。

該当ページ P75～77

14. 厚生年金保険料率が改正されました。

平成 26 年 4 月 1 日現在の厚生年金保険料率は 17.120%です。

該当ページ P78

15. 低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付が行われる予定です。

平成 27 年 10 月 1 日から、年金の受給資格期間が 10 年(120 月)に短縮される予定ですが、あわせて「社会保障と税の一体改革」の一環として、年金受給者のうち、低所得高齢者や障害者等に福祉的な給付を行うことを目的とした「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」が平成 24 年 11 月に成立しています。主な内容は下記のとおりです。

- ・所得が一定の基準を下回る老齢基礎年金の受給者に、「老齢年金生活者支援給付金」を支給する。

支給額：基準額（月額 5 千円）×保険料納付済月数÷480

- ・所得の逆転が生じないよう、上記所得基準を上回る一定範囲の者に、上記に準じる「補足的老齢年金生活者支援給付金」を支給する。

- ・一定の障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者には、「障害年金生活者支援給付金」または「遺族年金生活者支援給付金」を支給する。

支給額：月額 5 千円（1 級の障害基礎年金受給者は月額 6.25 千円）

消費税率 10%への引上げと連動して、平成 27 年 10 月に実施される予定です。

該当ページ P83 参考の次に追加

16. 国民年金の任意加入未納期間が合算対象期間として扱われるようになりました。

これまでは、国民年金の任意加入被保険者が保険料を納付しなかった期間については未納期間とされていましたが、平成 26 年 4 月からは、この未納期間は合算対象期間として扱われます。

該当ページ P84～85

17. 老齢給付の年金額が改正されました。

平成 26 年度の年金額は、物価スライド特例措置の解消分として 1.0%の引下げを予定していましたが、平成 25 年の全国消費者物価指数の上昇等から改定率が+0.3%となったことで、差し引き 0.7%の引下げとなりました。

	改正後（平成 26 年度）	該当ページ
老齢基礎年金	772,800 円	P87～88、P100～101、P103
振替加算	222,400 円から 14,900 円	P90、P103
物価スライド率	0.961	P98、P103
加給年金額	65 歳未満の配偶者： 222,400 円～386,400 円 子：2 人目まで 222,400 円 3 人目以降 74,100 円	P100、P103

18. 付加保険料の納付期間が拡大されました。

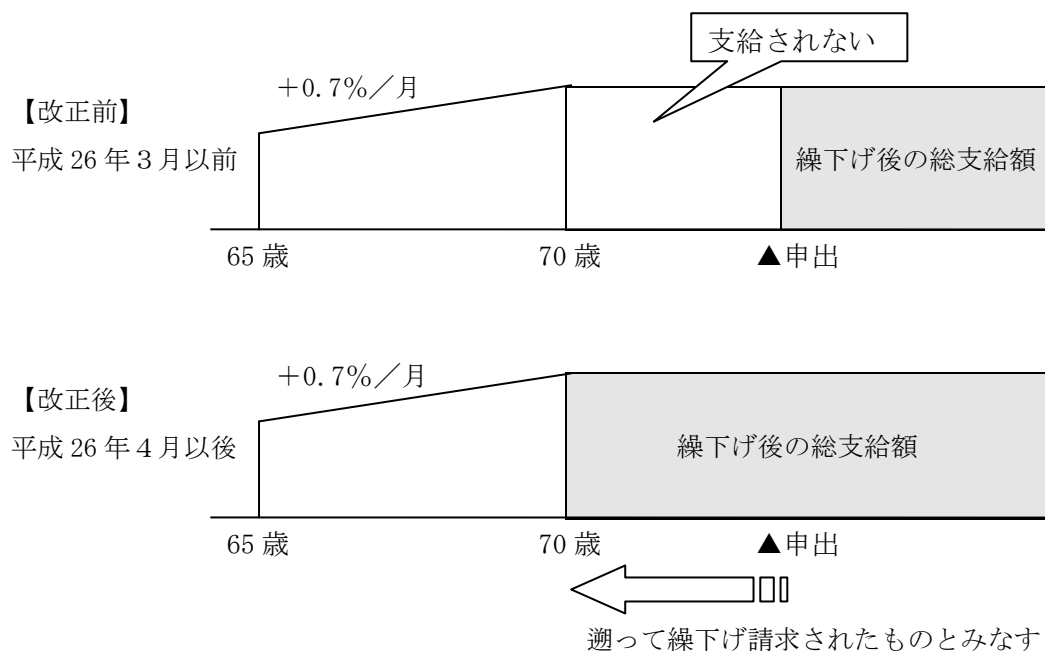
平成 26 年 4 月以降、付加保険料についても国民年金保険料と同様に過去 2 年分まで遡って納付することができます。

該当ページ P89

19. 70 歳到達日以後の繰下げ請求でも遡って年金が支給されます。

これまでは、70 歳到達日以後に繰下げ請求をすると申出の翌月から増額された年金が支給されていましたが、平成 26 年 4 月からは、70 歳到達日以後の繰下げ請求は請求時期にかかわらず、70 歳到達日に遡って繰下げが請求されたものとみなして、増額された年金が 70 歳到達月の翌月分から支給されます（ただし、平成 26 年 4 月 1 日より前に 70 歳に到達している人は除く）。

【70歳到達日以後に繰下げが請求された場合のイメージ図】



該当ページ P115

20. 障害年金および遺族年金における保険料納付要件の特例の適用期間が延長されます。

障害年金および遺族年金における保険料納付要件の特例（直近 1 年間に保険料の滞納がなければ保険料納付要件を満たしたとみなす）の適用期間が延長され、障害年金であれば「初診日が平成 38 年 4 月 1 日前である場合」、遺族年金であれば「死亡日が平成 38 年 4 月 1 日前である場合」となります。

該当ページ P121、P123、P127、P131

21. 障害給付の年金額が改正されました。

	改正後（平成 26 年度）	該当ページ
障害基礎年金 1 級	966,000 円	P122、P125
障害基礎年金 2 級	772,800 円	P122、P125
障害基礎年金の子の加算額	2 人目まで：222,400 円 3 人目以降：74,100 円	P122、P125
障害厚生年金の配偶者の加算	222,400 円	P124、P125
障害厚生年金 3 級の最低保障額	579,700 円	P124

22. 父子家庭（子のある夫）も遺族基礎年金を受給できるようになりました。

平成 26 年 4 月から、遺族基礎年金を受給できる遺族の範囲に「子のある夫」が追加され、父子家庭も遺族基礎年金の受給対象となりました。

該当ページ P127

23. 遺族給付の年金額が改正されました。

	改正後（平成 26 年度）	該当ページ
遺族基礎年金	772,800 円	P128、P135～136
遺族基礎年金の子の加算額	2 人目まで：222,400 円 3 人目以降：74,100 円	
遺族厚生年金の中高齢寡婦加算	579,700 円	P133、P135

24. 夫が遺族基礎年金を受給できる場合は 60 歳前でも遺族厚生年金を受給できるようになりました。

夫が遺族厚生年金を受給できるのは、死亡当時に 55 歳以上である場合に限られ、支給開始は 60 歳からとなりますが、平成 26 年 4 月から、夫が遺族基礎年金を受給中の場合は、60 歳前でも遺族厚生年金を合わせて受給できるようになりました。

該当ページ P131

25. 未支給年金を請求できる遺族の範囲が拡大されました。

年金受給者が死亡したときに、まだ受け取っていない年金(未支給年金)があるときは、その遺族が請求して受け取ることができます。この未支給年金を請求できる遺族の範囲は、年金受給者の死亡当時にその者と生計を同じくする配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹でしたが、平成 26 年 4 月 1 日以後の死亡においては 3 親等以内の親族まで拡大されました。なお、追加される 3 親等以内の親族は、甥・姪、子・孫の配偶者、叔父・叔母、曾孫、配偶者の父母、曾祖父母などです。

該当ページ P141 の最終行に追加

26. 特別法人税の課税凍結が延長されました。

特別法人税の課税凍結が 3 年間延長され、平成 29 年 3 月 31 日までとなります。

該当ページ P146、P169、

27. 企業型確定拠出年金の拠出限度額が引き上げられる予定です。

企業型確定拠出年金の拠出限度額の引上げが検討されています。施行日は平成 26 年 10 月 1 日の予定です。

<企業型の拠出限度額>

	現行	改正案
他に企業年金制度等がある場合	25,500 円／月	27,500 円／月
他に企業年金制度等がない場合	51,000 円／月	55,000 円／月

該当ページ P163

28. 公的年金等に係る確定申告不要制度が改正されます。

平成 23 年分以後の所得税では公的年金等の収入金額が 400 万円以下、かつその年金以外の他の所得の金額が 20 万円以下の人を対象として、確定申告しなくてよいとされています（公的年金等に係る確定申告不要制度）。ただし、平成 27 年分以後の所得税について、源泉徴収されていない公的年金等がある場合には、この確定申告不要制度を適用することはできなくなります。

該当ページ P175

<リスクと保険>

1. 地震保険の保険料が改定されます。

地震による被害規模等を見直した結果、将来の地震発生リスクが高いことが明らかとなったため、保険始期が平成 26 年 7 月 1 日以降となる契約より地震保険の保険料が改定されます。今回の改定の主なポイントは、次のとおりです。

(1) 保険料の改定

保険料の改定による引上げ率および引下げ率は、建物の構造と所在地により異なりますが、全国平均で 15.5%の引き上げとなります（引上げ率は最大 30%までとする激変緩和措置が設けられています）。

また、所在地による区分が 4 区分から 3 区分に見直されます。

(2) 割引制度における割引率の拡大

改正前	改正後
耐震等級割引	耐震等級割引
・耐震等級 1 10%	・耐震等級 1 10%
・耐震等級 2 20%	・耐震等級 2 30%
・耐震等級 3 30%	・耐震等級 3 50%
免震建築物割引 30%	免震建築物割引 50%

※建築年割引と耐震診断割引については変更なし

該当ページ P107、108 参考

2. 地震保険の総支払限度額が 7 兆円に引き上げられました。

地震保険では、1 回の地震等によって損害保険会社全社が支払う保険金に限度額（総支払限度額）が設けられています。平成 26 年 4 月現在の地震保険の総支払限度額は 7 兆円となっています。

該当ページ P108

<タックスプランニング>

1. ゴルフ会員権などの譲渡によって生じた損失は、損益通算が不可となりました。

ゴルフ会員権などの譲渡によって生じた損失については、平成 26 年 4 月 1 日以後の譲渡から、他の所得と損益通算ができません。

該当ページ P37

2. 特定居住用財産の買換えの特例の適用要件が一部改正されました。

	平成 24 年 1 月 1 日以後の譲渡	平成 26 年 1 月 1 日以後の譲渡
居住用財産（譲渡資産）の譲渡価額	1 億 5,000 万円以下	1 億円以下

該当ページ P122

3. 交際費等の損金不算入制度が以下のとおりに改正されました。

資本金または出資金	損金算入限度額
中小法人	「年 800 万円まで」か「飲食費の 50%」のいずれかを選択
中小法人以外	飲食費の 50%

(注 1) 中小法人とは、資本金または出資金が 1 億円以下の法人をいいます。ただし、資本金または出資金が 5 億円以上の法人等（大法人）の 100%子法人（完全支配関係がある法人）や 100%グループ内の複数の大法人に 100%保有されている法人を除きます。

(注 2) 平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において適用されます。

該当ページ P148

<相続・事業承継設計>

1. 「非嫡出子の相続分は嫡出子の半分である」という規定を削除する改正民法（新法）が、平成 25 年 12 月 11 日に公布・施行されました。

民法では、「非嫡出子の相続分は嫡出子の半分である」と規定されていましたが、この規定を削除する改正民法（新法）が、平成 25 年 12 月 11 日に公布・施行されました（したがって、非嫡出子と嫡出子の相続分は均等となります）。

なお、この新法が適用されるのは、原則として平成 25 年 9 月 5 日以後に開始した相続からです。

該当ページ P10

2. 延納で担保が不要となる場合の要件が、平成 27 年 4 月 1 日以後、改正されます。

相続税および贈与税の延納で担保が不要となる場合の要件が、平成 27 年 4 月 1 日以後、下記のとおり改正されます。

	平成 27 年 3 月 31 日まで	平成 27 年 4 月 1 日から
要件	延納税額が 50 万円未満で、延納期間が 3 年以下のもの	延納税額が 100 万円以下で、延納期間が 3 年以下のもの

該当ページ P 83、100

3. 「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例」および「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例」の適用対象が、平成 26 年 4 月 1 日以後、拡充されました。

「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例」および「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例」の適用対象が平成 26 年 4 月 1 日以後の贈与から拡充され、耐震基準に適合しない中古住宅を取得した場合で、下記の一定要件を満たすとき、耐震基準に適合する中古住宅として、これらの特例の適用を受けることができます。

- ・当該既存住宅の取得の日までに耐震改修工事の申請等を行うこと
- ・居住の用に供する日までに耐震改修工事を完了していること
- ・取得期限までに耐震基準に適合することとなったことにつき所定の証明がされること
- ・自己の居住の用に供すること等

該当ページ P 97、107

4. 「相続税取得費加算の特例」が、平成 27 年 1 月 1 日以後、見直されます。

平成 27 年 1 月 1 日以後の相続、遺贈により取得した土地・借地権等を売却する場合、売却利益の計算上取得費とみなされる相続税額は下記のとおり見直されます。

	平成 26 年 12 月 31 日まで	平成 27 年 1 月 1 日から
取得費とみなされる相続税額	その人が相続等により取得したすべての土地等についてかかった相続税額	その人が売却した土地・借地権等についてかかった相続税額

該当ページ P116

5. 純資産価額方式の法人税相当額控除の割合が、平成 26 年 4 月 1 日以後、引き下げられます。

非上場会社の相続税評価における、純資産価額方式の法人税相当額控除の割合が、平成 26 年 4 月 1 日以後の相続、遺贈または贈与より下記のとおり引き下げられます。

	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 26 年 4 月 1 日から
法人税相当額控除の割合	42%	40%

該当ページ P167

<p>平成 26 年度</p> <p>F P に関する制度改正資料</p> <p>2014 年 6 月 1 日発行</p> <p>制作・著作・発行</p> <p>株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ</p> <p>無断複写・複製・頒布を禁じます。</p>
